

令和3年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程

令和3年3月9日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	橋 本 龍太郎 君	2 番	牛 見 航 君
3 番	梅 本 洋 平 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	今 津 誠 一 君	8 番	村 木 正 弘 君
9 番	久 保 潤 爾 君	10 番	吉 村 祐太郎 君
11 番	曾 我 好 則 君	12 番	宇多村 史 朗 君
13 番	藤 村 こずえ 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	松 村 学 君
17 番	高 砂 朋 子 君	18 番	山 田 耕 治 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	森 重 豊 君	22 番	石 田 卓 成 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	上 田 和 夫 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森	重	豊	君																	
教	育	長	江	山	稔	君	代	表	監	査	委	員	末	吉	正	幸	君											
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政	昭	君	総	務	部	長	伊	豆	利	裕	君						
総	務	部	理	事	石	丸	泰	三	君	人	事	課	長	宮	本	松	典	君										
総	合	政	策	部	長	小	野	浩	誠	君	地	域	交	流	部	長	島	田	文	也	君							
生	活	環	境	部	長	原	田	み	ゆ	き	君	健	康	福	祉	部	長	藤	井	隆	君							
産	業	振	興	部	長	熊	野	博	之	君	土	木	都	市	建	設	部	長	友	景	康	浩	君					
土	木	都	市	建	設	部	理	事	入	江	裕	司	君	入	札	検	査	室	長	森	田	俊	治	君				
会	計	管	理	者	小	阪	一	人	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	内	田	健	彦	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	野	村	利	明	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	江	博	文	君
消	防	長	田	中	洋	君	教	育	部	長	能	野	英	人	君													

○事務局職員出席者

議会事務局長 河田和彦君 議会事務局次長 廣中敬子君

午前10時 開議

○議長（上田和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、梅本議員、4番、河村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより、質問に入ります。最初は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） おはようございます。「市民クラブ」の田中健次でございます。途中で咳込むことがあるかもしれませんが、花粉症ですので御安心ください。

質問の第1は、庁舎建設についてでございます。この課題については、昨年6月議会で一般質問しておりますが、その後どのように進んでいるのか、実施設計が今年度末には出来上がる予定でありますから、改めて質問させていただきます。

まず最初に、庁舎の実施設計はどの程度まで進んでいるのか。また、いつ頃に出来上がり、議会にはいつお示しいただけるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

2番目、3番目の質問は昨年6月議会の一般質問に対する御答弁に関連しての質問になります。2番目の質問になりますが、昨年6月議会で私は次のように質問いたしました。少なくとも警察署の移転後、県が決定するまで立体駐車場の建設は留保し、1号館解体跡地を平面駐車場や他の用途に利用してもよいのではないかと思います。平面駐車場とすれば、それだけ建設費も圧縮できて、財政上有利となりますがいかがでしょうか。これに対して執行部は、こう答弁されました。1号館解体跡地につきましては、当面の間平面駐車場や多目的広場として利活用することを想定しております。以上がその当時の答弁でございます。しかし、既に公表されている基本計画では庁舎敷地の出入口から立体駐車場への道路は計画をされておりますが、庁舎敷地の出入口、今信号が付いておりますが、そこから1号館解体跡地への道路、これはありません。実施設計ではこの点を修正されて、1号館解体跡地を駐車場として利用できるような庁舎敷地内の道路計画にしているのか。この点について、お伺いしたいと思います。

3番目の質問ですが、6月議会の先ほどの私の質問に対して、立体駐車場については警察署の移転の有無にかかわらず、資材用防災用倉庫を整備するに当たり、その上部を駐車場として利用し、土地の有効活用をする旨を述べられ、さらに次のように答弁されました。公用車等の駐車場につきましては、国の市町村役場機能緊急保全事業による対象になりまして、交付税措置がいただけますので、庁舎と一体的に整備する必要がございます。この答弁から考えますと、他方、市民が利用する駐車場は交付税措置の対象とはならないというように推察されます。市民が利用する駐車場は交付税措置の対象とならないのであれば、基本設計で今地上4階としている立体駐車場の階数4階を3階だとか2階に減らすということですが、階数を公用車分だけの台数に相当する階数、つまり交付税措置される分だけに減らし、1号館解体跡地の平面駐車場を有効活用し、事業費の圧縮をしたほうがよいのではないかと考えます。市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 20番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の庁舎建設についての3点の御質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、これまで一貫して本市における全ての施策とまちづくりの基本であると申し上げてまいりました。議会の御協力をいただきながら、これまで順調に進んできております。いよいよ来年度は本体工事に着手する予定であり、まずは新庁舎の建

設用地を確保するため、2号館及び3号館等の解体工事に取り掛かることとしております。

そこで、まず1点目の実施設計の進捗状況についてのお尋ねでございます。実施設計は今年度末には完了する運びとなっており、来年度にはその成果の報告を受けて、本体工事の起工に向けて、必要となる技術的な確認作業等を行い、それと並行して議会や市民の皆様への周知のための資料作成を行うこととしております。

総合計画のダイジェスト版を全戸配布することとしておりますことから、それと併せて新庁舎建設につきましても、皆様に広くお知らせしたいと考えております。

次に、2点目の庁舎敷地内の道路計画についてでございます。設計において、1号館解体跡地への庁舎敷地内における車両動線は設けておりますが、来庁者の安全を考慮して緊急車両や業務用車両のための通路を想定しておりますので、出入口の出入りにつきましては、現在北側の市道に設けてある出入口付近からがメインとなると考えております。

最後に3点目の市民が利用する駐車場の整備についての御質問でございます。市民の皆様からの御意見を基に立体駐車場にはトイレを整備して、指定緊急避難場所となるようにいたしました。この結果、市民が利用される駐車場を含めた立体駐車場全体を災害応急対策のために必要なスペースとして地域防災計画に位置づけることが可能となり、庁舎と一体的に整備することで、国の市町村役場緊急保全事業の起債対象となりますことから、基本設計でお示した規模で立体駐車場を整備することといたしております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございます。

それで、実施設計について、先ほどの御答弁だと総合計画と併せてというような形でお話しがありました。12月議会の一般質問の中では総合計画の中にとというような形であったと思いますが、総合計画と併せてということは総合計画の周知用のチラシというのかリーフレットというのか、そういうものと併せて、別に庁舎建設のものを作るとい、そういうことでしょうか。そうであるとすれば、その中身について少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答え申し上げます。

去年の12月頃も庁舎建設だけのものを別に作るということもあり得るのではないかと、いうことは温めてまいりました。その後いろいろ検討を進めまして、やはりせっきくの大事業でございますので、総合計画は5年ないし10年というスパンでございますけど、庁舎建設は長うございますので、ここはしっかりとお示したほうがよろしいだろうという

ことで別のものを、別途タイミングは同じですけれども、お配りしたほうがよろしいのではないかというふうに考えております。

それから、ボリュームなどでございますけれども、あまり冗長的になるのも嫌がられるので、A3のものを表裏、2つ折りぐらいのボリュームで簡潔にまとめたものでお示ししていけたら1番いいのではないかというふうに、現在のところはそうやって考えております。これからまだ少し時間がございますので、よりよいものをまた工夫をしてみたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） A3表裏ということになると、A4サイズで4ページというようなボリュームになると思います。市民向けにそのぐらいのボリュームで出されればそれはまたそれで結構だと思います。

それと併せて、全国的に庁舎建設の実施設計をしている自治体のホームページを見ました。そうしましたところ、いわゆる実施設計の概要説明書という形で自治体によったら実施設計そのものを二、三百ページあるものをみんな載せているような自治体も実はあったので、びっくりしましたけれども、大体10ページから15ページ、長いところは30ページぐらいですね、A4というのかA3というのか、我が家のプリンターはA4対応がメインですから、本当はA3に拡大コピーするぐらいのほうがいいかもしれませんが、10ページから15ページぐらいが、15ページ前後が多いんでしょうかね、長いところは30ページもあるんですが、基本設計も大体防府市の場合、9ページのものを概要版で示しております。こういうものを作られて、ホームページに載せるというお考えはあるんでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 実施設計の概要もホームページに載せてまいりたいということは、設計に入る前から考えてございました。

ただ、実施設計というのは基本設計を具体化したようなものでございますので、あまり基本設計から大変わりはしないのが当たり前でございますので、あまり基本設計の概要を示してもらおうと変わらないようでしたらちょっとおもしろくないかなというところがありますので、その辺工夫しながら概要をホームページにアップしてまいりたいというふうに思っております。

ボリュームも、おっしゃられたような格好で10ページとかそのぐらいになるのではないかなと思っておりますけれど。いろいろと設計者のほうにパースなどを要望しております。出来上がったものについては、なるべく数多く、ビジュアルになるように考えてまい

りたいというふうに考えております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 基本設計とあまり変わらないようであれば、そこは省きたいというようなお考えですが、我々のように基本設計がどうだ、それから実施設計がどうだという形で比較したりするようなことに、かなり注意を払っている人は別として、少し庁舎のことに関心があるという人は、最新の市が作ったものということで実施設計という説明書が1番の基本文書みたいなものになるわけですね。それに足りない分を遡って基本設計の説明書をまたたどるだとかいうようなことを、一般の市民の方に求めるのもまたおかしなことじゃないかと思えます。そういう意味で、他市の作られたものを見ると、実はもうかなりの部分が基本設計と同じようなページもいくつかありました。えっ、と私一瞬思ったんですが、ある意味では市民向けにそういうふうにするのも丁寧なことではないかと思っております。それでも細かく見ると、庁舎の建設の面積が最後の一桁、二桁が微妙に違っておったり、それから微妙に図面が違っておったりということもあるわけで、それが基本設計と実施設計、具体的に作業をしていくとこうなるというようなものでありますので、その辺は重なる部分があってもいいんじゃないかと思えます。

それで、別の角度からの質問になりますが、実施設計が進むというのか、ある程度まとまるという今段階だと思うんですが。出来上がってこれから作っていくということになって、庁内の各部署からこれは困った設計になっているというふうに、出来上がってからなくても困る話でありますし、それから県との関係も、土木建築部門とそれから保健所といいますか、健康福祉センターですね。ちょっと言い間違いがあったかもしれませんが、そこの関係、その辺の実施設計にいたる協議について十分なのか、改めてそこの詰めをしないといけないのか、この辺について確認をさせてください。

○議長（上田 和夫君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 庁内、それから県の今の防府総合庁舎でございますけど、そちらの出先機関とは基本設計の段階からお話しをしております。もう実際に出先の方そのものに来ていただいて、インタビューをしたり、お話をしたこともありますし。常日ごろは県の本庁の財産管理でありますとか建築の専門の方と話をしておりますけれども、細かい話になりましたら現場のほうにまた下ろして、居住性とかいうものを確認していただいております。細かいことを言いますと、ドアの開きが右開きなのか、左開きなのかというようなところも意向を調査しておりますし。今はコンセントの位置なんかも確認をしております。コンセントの位置は現場でまた変更はできますので、そういったこともするんですけど、そういった細かい点を調整をしておるところでございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 分かりました。

ところで、いわゆる保健所について、今年1月に総務省が公表した地方財政計画、これを見ると保健所の恒常的な人員体制強化ということで令和3年度令和4年度の2年間で現行の保健師の数を全国で1,800名を2,700名、5割増し、1.5倍にするというような計画が示されております。当然山口県でもこの地方財政計画に沿った形で保健所の保健師さんの数を増やすというような対応、あるいはこれを機に、防府の支所がまた元の段階まで格上げになる、あるいは組織的に中の体制が拡充されればいいというふうに私などは思いますが。こういったことの対応というのも可能なんではないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） このたびのコロナの関係で、国のほうは地財計画で議員御指摘のように全国の保健師さんを増やすということがありました。県のほうでもそれで確か組織というか、保健師の拡充ということで今方向性が出されていると思います。そうした中で、防府市におきましても、そういうものがうちのほうの現場の向上につながるように、県に対しても様々な観点から充実を図られるように要望していきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 分かりました。

それで、1つちょっと質問を漏らしておりましたけれども、実施設計の概要版というようなものを作られるということですが、我々議員に対して示していただけるものは、厚い設計図書を見せていただいてもなかなか意味不明というのか、我々にとっては分からないので、そういった概要版を公表されるという前に、議員とすればこういうところもどうだろうかと、そんなこともあろうと思っておりますので。この辺についてはいつ頃のことを想定しておったらいいのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） 市民への配布については5月の1日号の市広報に合わせてというようなところをちょっと念頭に置いております。ですので、議員の皆様にはその辺に先立つタイミングで配布をさせていただきたいなと考えております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 実施設計の中身については、かなり御答弁いただきまして分かってきたと思います。

それで、2番目、3番目の質問の関係ですけれども、駐車場の市民向けのものは交付税措置の対象にならないのではないかということをお聞きしたところ、昨年6月の答弁から私、裏読みするよう

な形で質問しましたが、そういう形の駐車場にするということで交付税措置の対象になるということであれば、それでよかったのかなというふうにも思います。ただ、誘致を考えている1号館解体跡地はやっぱり車の出入りが不便で、周辺の交通渋滞を招くということで正直言って私は交差点にこれだけ近い場所は警察署の用地としてはあまりよくないのではないかと、不適格とまでは申しませんが、あまり適地ではない、という考え方を持っています。市民の立場としても行きにくくて不便になるのではないかと、警察の立場としても車の出入りに不便ではないかと。パトカーもいつもサイレンを鳴らして出入りするわけでもないでしょうし。そういう形で先ほどの最初に申し上げたような形で質問をさせていただいたわけでありませう。

それで、この間の資料を改めて見て感じることをちょっと申し上げますが、実施設計が完了しようという時期に本来申し上げるべきことではないのかもしれませんが、平成30年8月の特別委員会の資料、これは池田市長になられて最初の特別委員会だったと思います。そのときに、前の市長のいわば置き土産といえますか、そのときの予算で検討しておいた駅北公有地と現庁舎敷地の比較というものがありました。その1番最後に近いところに、かなり広い敷地なので、誘致ゾーンというような形で、何が誘致されるのかということとはあまり当時は明確ではなかったんですが、誘致ゾーンとして3つの案が示されておりました。水道局に近い西側の土地を誘致ゾーンとするという案。それから、文化財郷土資料館に近い南側の土地、その一部にはこの議会棟の用地も含まれておいたと思いますが、そういう南側の土地とするような案。それから今考えられております交差点に近い北東角の土地にするという3つの誘致ゾーンの案が平成30年8月の特別委員会では示されておりました。この場所は1番平面的なフラットな場所でありまして、あとの2つは敷地の中に高低差といえますか、段差がある形で、それを有効に使えばまた意味がある形になるのかもしれませんが、そういう形の土地でありました。それで、結局そのときには比較の資料として庁舎建設のためにどれがどこの土地をどうするのがいいのかという様な視点で検討されておいたわけです。これは市の立場として当然ですね。庁舎建設のためには出入口がどこがいいか、それから全体的なレイアウトとしてどこがいいか。警察署を建てるにしたらどこがいいかというような視点では必ずしもなかったと思うんですよね。それで、私自身もそのときに警察署というものにあまり誘致されるというようなイメージがなくて、市長も警察署という言葉は一度しか使われなかったんですが。議員の中にはこの誘致ゾーンについて勘違いしておいて、お店や住宅や事業者などの誘致だと思うが云々というような形で質問されておられた方もあります。

それからもう1つ、出入口の問題については、これはやはりその当時も私ではないほか

の議員からこんなことが言われております。誘致ゾーンで簡単に県道や市道の出入口を設けることが可能というふうに書いてありますけれども、市役所ぐらいの車の出入りがあるような交差点については、かなり県の道路整備課とか交差点協議が必要じゃないかと。簡単に出入口が変更できるというふうには思っていないというような形で、私が盛んに交通渋滞だとか出入口ということをおっしゃっておりますが、そういう指摘が当時ほかの議員からもありました。

そういうことで、ぜひ本当に警察が来るのかどうか。警察が来ない場合にどうするのかというような、市としてこの敷地をどういうふうにするのか、そういったことも実は考えておかないといけないのかもしれないと。それから、来るとしても、防府警察署よりも古い警察署が県内には3つあります。それから、防府警察署より1年後に出来たのが周南の警察署です。そういう形で防府警察署を含めて5つの警察署が建て替えの検討というような形になろうと思います。そういう形で県が優先順位をどういうふうに判断されるのか分かりませんが、そういったことの中で来るとしても少し時間がかかるんじゃないか、それから来ない場合にはどうするのかと。そういったこともあろうと思います。そういうことについては、やはり最近俗に言われるBプランですね。これは我々に公表する必要はないのかもしれませんが、行政の内部ではやはりBプランというものもやっぱり考えておかないといけないのではないかと思います。ちょっとこの辺について、御意見があればお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初の庁舎建設特別委員会、8月23日ということで、私自ら出席させていただきました。市長になってまだ60日足らずのときで、あのときの会議のことは今も鮮明に頭の中に、本当に緊張して臨みましたので覚えております。そうした中で行政ゾーンにつきましては、ということで、できればまだ当たっておりませんがという、あったかどうか分かりませんが、警察署の誘致ができればということをおっしゃっております。そのときに救急車両の右折ということも申し上げたか分かりませんが、そのように申し上げました。

そうした中で、今、誘致ということがありますけれども、今県のほうへの要望に対しましては将来的な課題とし、更新の時期に併せて市庁舎敷地への移転を前提に検討するとの回答をいただいているところでございます。そのようになるものと思っております。そして、議員御指摘のように県内には防府警察署以外にも古い警察署ございますけれども、市民のためにも警察署が早く建つようにして、市民の安全・安心につながるようにしたいと

考えております。そのようにまた県に対しましても、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 市長のお気持ちは分かります。消防署のことを言うのが適切かどうか分かりませんが、消防署は当初、元市場がありました高架の側道沿いのところが候補地としてありました。私、当時総務委員会に所属しておりましたので、高架の側道は非常に幅が狭いと。救急車だとか消防車が出る場合に、非常にこの場所では不適切じゃないかというようなことを申し上げたことがあります。それから何年か経って、交差点の角でなかなか売れなかった、何回か売りに出したんですが買い手がつかなかった今の場所にその後消防庁舎が、このほうが車が出やすいということで決まったことがあります。市役所の角、交差点のところでもありますので、そういうことがやはり警察の土地としても当たるんじゃないかということを私は危惧しておるわけでありまして。そういうことでいろいろと申し上げました。ぜひ行政の内部、あるいは県当局におかれましても、警察署の用地としてどういうところが適当なのか、ということは当然内部で検討されるでありましょう。その中の選択肢の1つということに私はなるんではないかと思っておりますので。あと、これはそれぞれの行政の内部で検討して結論出されることだと思っておりますので、この問題についてはこの辺でやめておきたいと思っております。

それで、引き続いて、大きな質問の2つ目に入らせていただきます。

大きな質問の第2は、中期財政計画についてです。

中期財政計画は私の手元にある資料で判断する限り、防府市では2002年、平成14年に中期財政見通し（中期財政試算）として公表されたのが始まりだろうと思っております。その後、2009年、平成21年まで中期財政見通しとして当該年度から5年間の財政状況を試算するものとして、この当時は4月から8月に策定されていましたが、2010年、平成22年からは10月に策定され、当該年度ではなく、翌年度から5年間の財政収支の見通しを示し、今後の財政運営に関して財源不足への対応、将来負担の適正化への方針などを示してまいりました。そして、中期財政計画の内容について、市議会議員選挙の年は別にして、例年10月に総務委員会の所管事務調査で担当部署からの説明を議員が受け、議論されてまいりました。そのため、今年度は市議会議員選挙の年とはいえ、未だに中期財政計画が示されていないので、どうなっているのかと思っていました。この3月議会の初日に、市長が総合計画の議案を提案される際に、総合計画との兼ね合いで中期財政計画の策定が遅れているが、策定中と述べられたので幾分かは安心をいたしました。

そこで、具体的にお聞きしますが、第1に例年は10月に策定する中期財政計画の策定

が今年度どのような理由で遅れているのか、この点について御説明をお願いします。

第2に、財政の健全化のため、今後予定される大規模事業とその事業経費を示すべきではないかという点についてお尋ねします。2011年、平成23年から2014年、平成26年までの4年間の計画では、主な投資的経費として今後4年間の大きな事業名と年度ごとの概算事業費が示されていました。ところが、2015年、平成27年の計画では主な事業名の記載をしかなかったため、議員から意見が出され、総務委員長から次回には具体的に金額を示すようにとの発言があり、2016年、平成28年と2017年、平成29年の計画では年度ごとの事業費は示されなかったものの、計画期間内の事業費、これは示していただきました。その後池田市長に変わられた2018年、平成30年と2019年、令和元年の計画では、投資的経費の金額が示されるだけで、その主な事業名について何があるのか一切示されておりません。財政の健全化のためには無駄な事業、不要不急の事業の見直しは必要であろうと思います。そのためにどの事業にどれだけの費用が今後必要となるかを市民や議会に示していただくことは財政運営の透明化としてこれからの時代に求められることではないでしょうか。市民の協力を得て、市の各種事業を進めていこうとするのであれば、これから市が何をしていこうとするのか、市民や議会に示すことは必要ではないでしょうか。まもなく策定されるであろう、中期財政計画では、今後予定される大規模事業とその年度ごとの事業費を以前に示していただいたようにそういったことを計画の中に盛り込むべきじゃないかと思いますが、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 田中健次議員の中期財政計画についての2点の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の策定期限の遅れについてでございます。

これまでの中期財政計画は予算編成に向けての指針となるように、10月の予算編成方針の発表時に策定を行いまして、今後5年間の財政収支見通しをお示ししてきたところでございます。しかし、その内容には次年度の財政運営に大きな影響を与えることとなります。まず地方財政対策が年末に発表されることから、これを反映できておりませんでした。そのため、今回からより精度の高い収支見通し等をお示しできるよう、予算編成と並行して計画を策定し、毎年度、新年度予算案の発表と併せて公表することとしたところであります。

なお、今年度につきましては、コロナ対策や総合計画初年度の事業の検討に時間を要したことから、予算発表時にお示しできませんでした。今議会中にはお示しをしたいと存じ

ます。

次に、2点目の今後予定される大規模事業とその年度ごとの事業費を示すことについてでございます。

中期財政計画は中長期的な展望に立って、健全な財政運営を行っていくための指針です。このため、このたびの中期財政計画につきましては、新たな総合計画の諸事業とそのスケジュールに基づいた計画とするとともに、市債残高や交付税措置を除いた実質的な市債残高等もお示しをすることといたしております。一方、事業ごと、年度ごとの事業費につきましては、毎年度の財源確保も含めまして、予算編成の中で精査をする必要がございます。また、議会の御承認をいただきながら、事業を進めてまいりますので、中期財政計画につきましては、歳入については市税や国・県支出金等の区分、歳出におきましては、義務的経費や投資的経費の区分で収支をお示しすることといたしております。

なお、超大型事業として実施いたします市庁舎建設につきましては、他の事業に影響を及ぼすことのないよう、計画の中で別にお示しをしていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今の御答弁を聞きますと、中期財政計画の性格が今度新しく作られるものから微妙に変わってくるということだろうと思います。当初は、中期財政計画ではなくて、中期財政見通しというような、計画よりももうちょっと緩いようなものでありました。これまでのここ何年かの中期財政計画も財政計画というよりは、結果的にはその通りにならない、ある意味では目標といいますか、そういった要素が強いわけでありました。そういう中で、そういうふうな性格をより財政計画という名にふさわしいものに変えていくということについては、私もそれはいい方向であろうというふうに思います。

ただ、言いましたように23年度から26年度、これは行政とすればなかなか示しにくいということかもしれませんが、何年度にこういうものを使うというようなあらましのものですね。これはやはり議会もこれは議決でないけれども、行政とすればこう考えているという形で、それが前広に示されていたわけですが、それが途中から委員会での議員の要望があって、委員長がそれなりの集約をして、毎年度じゃなくて計画の間5年間のこれぐらい投資的経費がかかるというような数字は示されるようになったんですが、それがここ2年されていないということの中で、ちょっと不満が残るわけですが。実施計画というのが議会には示されませんよね。そういうこともあるので、やはり大きなものだけでも示すべきじゃないかと思いますが、もう一度この辺についてご答弁いただければと思います。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 先ほど、本答弁の中でも申し上げましたけれども、新たな総合計画におきましては、その事業、諸事業とスケジュール等をお示ししているところがございます。こういうものに基づきました計画としたいということで今後進めていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 同じことしか言われないので、やめますが。

昨日の一般質問で、以前の中期財政計画に庁舎建設事業がなかった、こういう指摘がありました。今は指摘しようにも中期財政計画に何も明らかにされていないと。総合計画には明らかにされているかもしれませんが、総合計画には事業費まできちっと書かれないわけでありまして。最初に申し上げた庁舎建設事業が中期財政計画の財政運営上、影響の大きい主な事業、これになかったのは平成29年10月の計画です。1年前の28年11月の計画には庁舎建設事業が平成31年から37年の事業費ということで9億1,000万円ということが書いてありました。総事業費は書かれておりません。その前の27年にはそういうものがなかったというふうに先ほど申し上げました。26年の10月の中期財政計画では主な投資的経費として計画期間5年間のうち、最初の2年間の支出はありませんが、後の3年間のそれぞれの予定額とその後の事業期間、その当時は総事業費87億4,000万円という総事業費が示され、1番最初の平成29年には5,000万円、30年には1億4,000万円、31年には34億2,000万円という投資的経費がそこに計上されております。当然、32年以降も続くということになるわけですが。

こういうような形で示していただくほうが、先ほど庁舎については示されるようなお考えでしたが、その他の事業についてもやはり必要ではないかというふうに思います。ちょっとそういうことを意見として申し上げておきます。再度、内部で御検討いただければと思います。

それと、平成29年10月の計画に庁舎建設事業の記載がなかったのは、その年の3月議会で駅北公有地と現庁舎敷地の比較を求める議会決議を全会一致で可決したため、事業展開が不透明となったため、庁舎建設の事業が中期財政計画に載らなかったということであつたと私は記憶しております。そういうことで、財政当局の対応にそのときは問題なかったというふうに私は考えております、ということをつけ加えて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、8番、村木議員。

〔8番 村木 正弘君 登壇〕

○8番（村木 正弘君） おはようございます。ちょっとマスクを外させていただきます。

「公明党」の村木正弘でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、コロナ禍におけるごみの収集についてです。

まず1点目、ごみの収集運搬業務に関わる職員の感染予防対策についてです。

最近、使い捨てのマスクが路上に落ちているのをよく見かけ、気になっています。コンビニでもマスクが直接ごみ箱に捨てられており、ごみを集めるときに恐ろしい気がするという店員さんの話やボランティアで清掃活動をしてくださっている方からも使い捨てマスクが落ちているとちょっと恐ろしい気もすると聞いています。

環境省の新型コロナウイルス感染症に関する基礎情報の中に、ウイルスは自分自身で増えることはできないが、宿主となる生物の粘膜などの細胞の表面に付着して、その細胞内に入り込んで増えることができる。生体以外のものの表面について新型コロナウイルスは時間が立てば壊れてしまうが、プラスチック・ステンレス・銅・段ボールの4種類のものに着いた場合、通常の室内の条件下において感染力を持続するレベルを下回るのに要した時間について実験がなされ、その結果、プラスチックは72時間、ステンレスは48時間、銅は4時間、段ボールは24時間となっていました。使い捨てマスクもプラスチックできており、直接触れると接触感染の恐れがあり、危険だと思われま

す。市民から出たごみを収集してくださるクリーンセンターの方々や契約していらっしゃる業者の皆さんはそのリスクを抱えて日々働いておられるんだと思います。

パッカー車で回収して圧縮しながら収集しますので、袋が破れたり、中には袋の口が十分閉まっていないものもあつたりして、中のマスクが飛び出ることも考えられます。環境省による令和2年9月の廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症ガイドラインによると、家庭及び事務所からのごみの排出時の取組について、1、ごみ袋はしっかり縛って封をすること、2、ごみ袋の空気を抜いて出すこと、3、生ごみは水切りをすること、4、普段からごみの減量に心がけること、5、自治体の分別、収集ルールを確認することとあります。これらのことを市民の皆様へ改めて周知することで感染予防対策にもつながるのではないのでしょうか。また、収集運搬作業をされる皆様へは環境省が示している心がけや注意事項の徹底も必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。そのほか、ごみ収集に関して感染予防対策はどのようになされていますか。お聞きいたします。

2点目は、クリーンセンターへの市民からのごみの持ち込み状況と混雑解消のための方策についてです。

去年の3月より、コロナ禍において、市民の方がステイホームで過ごすことが増えて、家の片づけをされたことにより、各家庭から出てくるごみの量も多くなったのではないのでしょうか。特に、クリーンセンターに粗大ごみなどを持ち込むのに日曜日は月に1回のみ、第1日曜日9時から11時までの2時間となっており、お盆や年末を避けた方々で大変混み合い、大渋滞、2時間以上も待って捨てられなかったので諦めて帰ったという方もいらっしゃいました。コロナ禍の新しい生活様式に対応した新しい行政としてサービスの対応が必要だと考えられます。月1回の日曜のごみの持ち込み回数を増やし、ごみの持ち込みの平準化を図ることが大事だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

また、クリーンセンター内の動線の分かりづらさもこの混雑につながっているのではないかと考えます。ごみを持って行かれた方の中で、ごみを捨ててに行っただけと言われた動線が少し分かりにくかったとか、もう少し分かりやすくないのかと言われました。番号による看板が出ていたと思いますが、混雑の解消のためにも去年の9月議会で公明党の山根議員が取り上げられていたナッジの活用を取り入れ、動線を分かりやすくしてはどうでしょうか。現在、市役所敷地内では信号入口から1段上の仮の駐車場に上がるのに緑の舗装がしてあります。本当に分かりやすいと思います。クリーンセンターの敷地内にもこのごみはこの色、燃えるごみはこの色というように、舗装に色を塗っていただけたら分かりやすくスムーズに進み、混雑も少なくなると思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 8番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員のコロナ禍におけるごみ収集についての2点の御質問にお答えいたします。

家庭ごみの収集運搬をはじめといたします一般廃棄物処理業務は市民の皆様の生活を維持する上で必要不可欠なものであり、コロナウイルス感染症の拡大により、市民の皆様には日々のごみの排出に多大な御負担と御心配をおかけしております。新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にあるものの、収束にはいたっていない状況下であり、一般廃棄物処理は感染リスクを感じながらの作業となります。このため私はこれまでも民間の事業所も含め、従事される方々への感染予防対策に力を入れて取り組んでまいりました。

まず、御質問の1点目のごみの収集運搬業務に関わる職員の感染予防対策についてです。クリーンセンターにおける感染予防対策につきましては、防府市における感染拡大予防ガイドラインに基づき、消毒、手洗い、換気の実施、マスクの着用等を徹底するとともに、3密を避けるため、これまで1か所であった休憩室を別に1か所設けて2か所とし、感染

防止対策を徹底して行っております。

また、ごみの収集時における感染予防のため議員御案内の環境省のガイドラインに沿って、ごみをしっかり縛る、ごみ袋の空気を抜いて出すなどの具体的な注意点を市民の皆様にお願ひするほか、収集時におきましても車の換気等を実施しているところでございます。また、昨年8月には感染リスクを伴う厳しい環境の下で、クリーンセンターにごみを持ち込まれる一般廃棄物の処理業者の皆様に対しまして、一事業者10万円の衛生対策補助金を交付し、衛生対策の取組を支援いたしました。さらに、新年度予算におきましては、職員が安心してごみを収集できるよう、全てのごみステーションを対象に、無料でごみの散乱防止ネットの配布を行うとともに、ごみ集積施設の整備補助について1万円の上乗せ補助を実施して衛生環境の充実を図ってまいります。

次に、2点目のクリーンセンターへの市民からのごみの持ち込み状況と混雑解消のための方策についてであります。

昨年新型コロナウイルスが発症して以来、外出自粛によりクリーンセンターへの家庭ごみの搬入量も増加しており、特に、緊急事態宣言が発令された前後の3月から6月にかけて多い状況でございました。お尋ねの混雑解消のための具体的の方策としましては、場内に誘導員を配置するほか、事前に搬入申請書をお配りし、車を降りることなく受け付けができるようにし、時間の短縮を図る対応をしております。

議員御提案の動線の表示につきましては、市民の皆様により分かりやすい表示となるように、見直しを行っていきたいと考えております。

また、議員御案内のとおり、日曜日の持ち込み日が混雑することは私も持ち込んだことがありますので承知いたしております。クリーンセンターへの持ち込みは平日、第一日曜日以外に4月から10月までの間におきましては、6日ほどございます祝日にも収集することとしており、祝日であっても平日と同様終日受け付けを行っており、こちらのほうは比較的余裕がある状況でございます。これまでこの祝日に家庭ごみの持ち込みができるということを市民の皆様が十分に御承知なかったのではということも1つの要因ではないかと思っております。このため、市としても反省点と捉え、これから祝日には平日同様受付をしていることを市民の皆様にはしっかりと周知を図っていきたいと考えております。まずは、この祝日のごみの収集についての周知を図ることで対応していきたいと考えております。今後も安全で安定した廃棄物処理業務が継続して実施できますよう、取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○ 8 番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。感染予防対策については様々な対策で徹底していらっしゃいますが、コロナの変異種の増加やリバウンドにより、感染者が増加する可能性もあるかもしれません。ごみの収集の職員さんや委託の作業員さんたちの安全確保の徹底をよろしくお願いいたします。

持ち込み状況の混雑解消については前向きな答弁をありがとうございました。最後に、これは要望になりますが、市が配布されている家庭ごみ分別収集カレンダーの左上に指定ごみ袋に入れ、袋の口を十字にしっかり結んでくださいと小さくあります。コロナ感染症の予防対策のためにももう少し大きめに、環境省が出している感染症対策のための家庭でのごみの捨て方にあるように、分かりやすく大きく表示していただけるようよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお伺いいたします。

質問の前に、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、医療の最前線で命がけで働いていらっしゃる医療従事者の方々へ感謝を申し上げます。

それではまず初めに、新型コロナウイルスのワクチン接種の市民の皆様への周知及び相談体制についてです。

NHKの2月5日から3日間で2, 146人に聞いて1, 249人から回答を得た世論調査では、コロナウイルスワクチンについて接種したいかという問いに61%の方が接種したい、また、ワクチンによって感染が収束することを期待するかとの問いでは、8割近くの方が期待するとありましたように、ワクチン接種に対する関心が高い状況です。私のもとへも、市民の方から様々な問い合わせ、相談があります。例えば、高齢の方からは高齢者よりも若い方のほうが動き回るのだから、先に若いほうに打ったほうがいいのではないかと言われました。そこで私は、若い人は発症しにくく、重症化しにくいんですよ、高齢者の方は発症したら重症化する確率が高いので、ワクチンを打てば重症化しにくく、発症しにくい効果があるんですよと伝えたところ、分かってくれました。

また、このような声もありました。2回の接種が必要とのことですが、1回目を接種して、他市へ転居した場合は、本市に戻って2回目を接種することになるんでしょうかという御質問です。このように、様々な問い合わせが寄せられると思いますが、不安や恐れが生じないように、迅速で丁寧な説明や情報を得やすくする体制が重要だと考えますが、御所見をお伺いします。

特に、防府市コロナワクチン予約相談センターに関しては、本市には多くの製造業やサービス業など、交代勤務の方も多く、また、昼間に仕事をする方にも配慮した相談体制、また市民の皆様へのワクチンの効果の手順などの周知も必要だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の体制についてです。私が小さいころはみんなで並んでインフルエンザの注射を打つ集団接種が行われていました。本当に嫌で、幼稚園のときは泣きながら逃げ出したりしていました。これは、1976年に予防接種法で制定されたもので、当時の免疫力の弱い小・中学生に対し、学校内で集団ワクチン接種が実施されていました。しかしながら、この集団ワクチン接種が続いたのはわずか11年間で、1987年には保護者の同意を得た希望者のみ実施するよう法律が改正されました。さらに、1994年には予防接種法の対象疾病からインフルエンザが削除され、希望者は個別に医療機関に出向いて接種を受ける任意接種へと切り替わったのです。体質や持病などを考慮し、個々の判断でワクチン接種するという現在のスタイルが定着してきました。今の若い方たちもお医者さんも医療従事者の方も集団接種を経験したことがない方が多いのではないかと思います。

そこで、2月17日に厚労省と川崎市は新型コロナウイルスワクチンの集団接種を想定した会場の運営訓練を実施しました。また、2月28日には下関で市や医療関係者ら約100人が参加し、ワクチン集団接種訓練をされています。内容は医師による予診、看護師による接種、経過観察などのスペースも設けた市の職員25人が被接種者となり、検温、受付、接種、経過観察までの流れを確認。接種は5か所で行い、接種後、15分から30分の経過観察中に副反応が出た場合の対応訓練も実施されたようです。本市においても、長年未経験である集団接種の円滑な実施を医師会等各組織との連携のために、運営訓練を行う必要があると考えますが、御所見をお伺いたします。

また、御高齢の方は1人で接種会場へ行けない在宅医療の方も多いと思います。このような方にはかかりつけ医での個別接種や集団接種のほかに第三の取組として、訪問接種などの必要もあると考えますが、どうお考えでしょうか。御所見をお伺いたします。よろしく申し上げます。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 村木議員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルスワクチン接種の市民への周知及び相談体制についてです。

ワクチンの接種順位は国から示されており、現時点では重症化リスクの大きさを踏まえ、高齢者の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の順となっております。転入、転出された方の手続きについては、原則住民票所在地で接種することから、接種券の発送後に住民票所在地が変更となった場合は、新しい住所地で接種券を発行してもらう手続きが必要となります。これは1回目を接種した後に住民票所在地を変更された場合も同様の手続きが必要となります。

相談体制につきましては、3月1日に市役所4号館3階に防府市コロナワクチン予約相談センターを設置し、15日から本格的に運営を開始することといたしております。予約センターの受付時間は午前9時から午後5時までとし、防府市においては市民の皆様の利便性を図る観点から土日祝日も開設いたします。

また、市民の方への周知につきましては、3月1日号の市広報でもお知らせしておりますが、改めて市広報やチラシ等を活用し、ワクチンの効果や予約方法などをお知らせすることといたしております。

今後、ワクチンの供給に併せ、速やかに対応をしてまいります。

次に、2点目の新型コロナウイルスワクチン接種の体制についてです。接種方法は集団接種と個別接種の併用により実施いたします。高齢者の接種に先立ち、医療従事者に対して実施する集団接種は保健センターで行います。集団接種のリハーサルにつきましては、この医療従事者の集団接種の機会を活用し、受付から予診、ワクチン接種、接種後の経過観察までの一連の流れ、必要な人員体制などしっかりと検証し、高齢者の方のワクチン接種に向け、準備をしてまいります。

次に、ひとり暮らしの高齢者の方への対応でございます。議員御案内のとおり、集団接種や医療機関での個別接種が難しい場合は、かかりつけ医の往診の際に接種していただくことなどを想定し、検討しております。これから始まるワクチン接種につきましては、市民の皆様に安心してワクチン接種を行っていただけるよう、国や県と連携し、また防府医師会や関係者の皆様の御協力をいただきながら、しっかりと準備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○8番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。相談体制については、防府市コロナワクチン予約相談センターを15日から稼働されるとありました。市民の皆様へ丁寧で分かりやすい対応をよろしく願います。接種体制については、接種のスケジュールがちょっとずれているということなので、もう少し時間があります。安全で安心の接種体制をよろしく願います。

運営訓練の件は、医療従事者の方への対応で訓練されるということです。しっかりと様々なことを想定して、事故や間違いのないように万全の体制が組めるように対応をよろしくお願いいたします。在宅療養の方々への対応はかかりつけ医の往診を利用することで、気を付けて接種後の経過観察もしっかりとお願いいたします。

再質問になります。聴覚障害者の方たちへの相談体制はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

聴覚障害者の方への対応につきましては、国のほうから合理的な配慮をするように求められております。本市の予約相談センターではファックスやメールでの御相談をお受けすることといたしております。また障害福祉課内に手話通訳を行う者がおりますので、市役所に来られた場合でも丁寧に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○8番（村木 正弘君） もう1点、コールセンターでの予約システムの進捗状況はどうなっていますか。お伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

ワクチンの予約システムは集団接種の限定となりますが、ワクチン接種の会場や日時、予約数等を管理するシステムでございます。インターネットによるウェブ予約では24時間いつでも予約することができますが、電話で予約を希望される方は防府市コロナワクチン予約相談センターに電話をしていただく必要がございます。この予約相談センターでのワクチン接種の予約につきましては、ワクチンの供給の見込みが分かり次第、接種券を発送いたします。その接種券が届きましたら、電話やウェブでワクチンの予約をお受けすることとなっております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○8番（村木 正弘君） 最後に1点。今後、旅行、出張など、渡航するときにワクチン接種証明書とかいふのが必要になってくると思いますが、本市ではその接種証明書の発行はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

まず、ワクチンを接種するときに、市役所が発行する接種券をお持ちいただくこととなります。ワクチンの接種をした後にその接種券にワクチンのメーカー、ロット番号のシールを貼ることや接種年月日、会場を記入します。それにより、新型コロナウイルスワクチン予防接種済み証となります。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 村木議員。

○8番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

最後になりますが、お金を払えば早く打てるなど、ワクチンの詐欺が出ていると聞いています。市民の皆様が1人も詐欺の被害に遭わないように呼びかけの徹底もよろしく願います。市民の命と健康を守り、社会経済活動の安全のため、相談センターにおいては親切で分かりやすく、丁寧に説明し、的確な情報提供を、そして安全かつ円滑なワクチン接種体制に取り組んでいただけるよう、お願いして私の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 以上で、8番、村木議員の質問を終わります。

○9番（久保 潤爾君） 次は、9番、久保議員。

〔9番 久保 潤爾君 登壇〕

○9番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾です。それでは、通告に従いまして2点質問させていただきます。質問の1点目は野犬対策についてです。

無責任な飼い主による遺棄とむやみな餌やりによって、野犬が徘徊する問題が市の様々な地域で発生しているのは御承知のとおりです。この問題については、令和元年12月議会で三原議員が同趣旨の質問をされています。その際は、動物愛護法の改正に伴い、野犬、野良猫に対する餌やりによって周辺環境が損なわれる場合は、県の指導、勧告、命令の対象となり、命令に違反した場合は50万円の罰金が科されることになったことにより、このことの市民に対する周知と法を根拠として餌やりに対して指導を強化していくとの御答弁がありました。まだ法改正から1年もたっておりませんので、その効果の有無の判断というのはなかなか難しいのかもしれませんが、野犬による被害に遭っている当事者の住民にとっては、住環境が損なわれる深刻な問題であり、少しでも早い解決が望まれるところでもあります。

そこで、お尋ねいたします。まず、市内の野犬問題の状況をどの程度把握されているか。つまり、野犬の頭数、問題が発生している地域など、執行部が把握されている状況とこの問題に対する認識を改めて教えてください。

次に2点目として、令和元年12月議会の御答弁にあった周知の強化としてどのように

取り組まれたのか教えてください。

3点目として、餌やりに対する指導について、法改正前と比べてどのように強化されたのか。

以上、3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 9番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 久保議員の野犬対策についての3点の御質問にお答えいたします。

市には依然として野犬がうろついて怖い、野犬に追いかけられたなど、野犬に関する目撃情報や苦情が多く寄せられています。野犬が増える原因には、無責任な飼い主による遺棄や野犬に対する無責任な餌やりがあります。無責任な餌やりにより、野犬が集まり繁殖の機会が増える。また、健康状態が向上し、1回の出産で生まれる子犬の数が増えることなどが考えられます。本市における野犬の捕獲は狂犬病予防法、または山口県飼犬等取締条例に基づき、山口県山口環境保健所防府支所が実施しており、市では野犬の捕獲業務に市職員を派遣するなど、県が行う野犬対策に協力をしております。

まず、1点目の野犬の頭数や地域についてです。捕獲頭数の直近の実績といたしましては、令和元年度で210頭、令和2年度は令和3年1月末時点で172頭であり、主に西浦、華浦、牟礼、新田、華城地域で捕獲されております。また、野犬の生息状況につきましては、野犬は行動範囲が広く、地域間を移動するため、詳細を把握することは困難でございますが、市全域で約140頭が生息しているものと思われれます。毎年、県においては、捕獲をされていますが、多くの目撃情報や苦情が寄せられておりますので、今後も市といたしましては、市民の安全確保のため、県と連携して野犬対策にしっかり取り組んでまいります。

次に、2点目の改正動物愛護管理法の周知の強化の取組についてです。

法が施行された昨年6月には、無責任な餌やりなど、不適正な動物の飼養に関する規制が強化されたことなど、法改正の内容について市広報や市ホームページへ掲載するとともに、ポスターやチラシを作成し、公民館に掲示及び配布をしております。また、9月の動物の飼い方マナーアップ強化期間には、県、市及び公益社団法人山口県獣医師会の共催によるパネル展示をアスピラートで開催し、10月には市広報と併せて全戸配布される快適環境だよりも無責任な餌やりなどに対する規制が強化されたことを掲載し、周知を図っております。しかしながら、まだまだ市民への周知が不十分であったことから、広く市民への周知を徹底するため本年2月1日号の市広報の動物の適正飼養についての特集ページにおいて、法改正により無責任な餌やり等の動物の不適正な飼養への規制が厳しくなった

ことなどを掲載するほか、コミュニティFMを通して説明するなど、市民への周知を行ってまいりました。市といたしましては、引き続き、無責任な餌やりなど、動物の不適正な飼養への規制が強化されたことをしっかり周知してまいります。

次に、3点目の無責任な餌やりに対する指導についてです。

無責任な餌やりに対する指導については、改正前の動物愛護管理法では無責任な餌やり等への規制がなく、県とともに訪問指導する際にも餌やりを止めるようお願いすることができませんでした。法が改正されたことにより、無責任な餌やりが法に基づく指導対象となり、命令に違反した場合は50万円以下の罰金に処せられることが明記されました。法改正後は指導権限のある県と連携して、餌やりの行為者に対して法改正に関する啓発チラシ等を用いて指導を行っており、指導の根拠となる法律の規定を伝えることにより、行為者が餌やりを取りやめるに至るなど、一定の成果が上がっております。引き続き、分かりやすいチラシの作成など、法改正の内容を含め、動物の適正飼養に関する周知啓発に努めるとともに、県との訪問指導や県が行う野犬の捕獲に市職員を派遣するなど、県との連携を密に野犬対策にしっかり取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

野犬の捕獲頭数、令和元年度210頭、令和2年度は1月現在で172頭ということで捕獲に対する努力は十分されておられるということはよく分かりますが、まだおそらく野犬が140頭ぐらい生息しているだろうということで今後も引き続きしっかりと取り組んでいかなければならない問題であるかと思えます。

周知について、御答弁いただきました。聞き取りの段階ではここまで詳しく聞いてなかったんですが、すごく努力をされているなということがよく伝わってまいりました。努力はされているんですが、御答弁でも言われましたように、より多くの市民がむやみな餌やりが犯罪となる可能性があるということを認識するということ、これが必要であると考えます。今の御答弁にもありました2月1日の市広報を見させていただきました。これは野良猫に関しての啓発が主だったと思いますが、大きな写真を使って、読む人の目を引く工夫がなされていると感じました。このように、問題に関する興味、関心を喚起するような周知を継続的に行っていくことが大切なのではないかと感じます。この広報紙の猫に関する記事では、解決策の1つとして捕獲して不妊去勢手術を行って元の場所に戻すという、TNRという方法について、紹介されています。私、このような方法があるということはこの記事で初めて知りました。こういうのが啓発というか、周知の効果であるんだと思

います。しかし、猫に関してはTNRという方法が取れるかもしれませんが、犬はできません。先ほど御答弁にありました執行部が作成された動物愛護法改正に伴う啓発のチラシも見せていただきました。しっかり作っておられるとは感じましたが、文字による情報が多くて、なかなかしっかりと読み込んでもらうということが難しいのかなとも感じたところがございます。むやみな餌やりが周辺環境を害する恐れがあって、処罰される可能性もあるということを広く認識してもらうためにも、周知、啓発の方法について、例えば分かりやすくとか、何か工夫ということをしていただきたいと思います。その点について何かお考えはあるでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

周知用チラシにつきましては、より分かりやすいものになるように工夫をしてみたいと思います。また、無責任な餌やりの行為者が判明した場合は、直接行為者に対して指導を行っておりますが、遠方から来て無責任な餌やりを行う者もあり、行為者の特定ができない場合もあることから、動物の遺棄や無責任な餌やりを防止するための啓発看板を無責任な餌やり等に困っておられる方に配布し、そして餌やり場所に設置してもらうなど、市民の皆様の協力を得ながら、周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございます。

看板等、ぜひ進めていただければと思います。チラシに関しては、やはり読んでもらうためにはまずぱっと目を引くようなインパクトのあるものをぜひ作っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、啓発とともに、この野犬の問題というのは自治体が問題に対しての解決の権限を持っていないといえますか、県が権限を持っております。ということで、市はお手伝いみたいな形になってしまうわけですが、その権限を持っている県に対しても、例えば投網ランチャーの使用など、解決のための方策というのをしっかりと要望していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

野犬対策は行政だけではなかなか難しく、地元の方の御協力も必要と思っております。久保議員の西浦地域で申し上げますと、地域をあげて野犬対策に取り組まれており、野犬の捕獲に御協力いただき、地域の皆様に感謝申し上げます。

お尋ねの野犬の捕獲資材の確保につきましては、一昨年になります、西浦地域で野犬による咬傷事故があった際、県に対し、野犬対策の強化を強く要望し、県が大型檻を設置されたことにより多くの野犬が捕獲されるなど、野犬捕獲には捕獲資材の確保が必要と考えております。これまでも県に対して要望してまいりましたが、引き続き県に対して野犬対策の強化を要望してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。引き続き要望のほうもしっかりとお願いいたします。

先ほど、本答弁に対する回答の中で、法改正の内容を餌やりする方に伝えることによって餌やりが止んだというふうに、その効果というのは少しずつ出てきているんじゃないかと思えます。ただ、いずれにしても、やはり周知啓発ですね。これを粘り強く続けていくことがまず大切なことではないかと思えますので、これを引き続きよろしくお願いいたします。

そしてまた、県としっかり協力して、連携して野犬頭数ゼロを目指していただきたい。その旨をお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

では、続きまして、公共施設等総合管理計画について、質問いたします。

平成28年4月1日に策定された防府市公共施設等総合管理計画については、高度経済成長期に建設された公共施設の多くが、建設後30年から40年を経過する中で、今後数十年の間に大規模な修繕、更新の時期を迎え、財政的に大きな負担が予測されること。その中でも耐震化等の安全性の確保も行っていかなければならないという課題に加え、少子高齢化による人口構造の変化と価値観の多様化からくる行政ニーズの多様性に対応することを目的として、策定されております。

計画においては、平成25年度からの40年間で公共施設の修繕、更新にかかる費用は1,279億4,000万円と試算されており、コロナ禍によって、さらに厳しくなった財政状況を考慮すると、公共施設の在り方を考えていくことは大変重要なことであろうと思えます。また、今議会で示された第5次総合計画においては、この公共施設等総合管理計画が第4章の行政経営改革の推進の中で、財政基盤の確立に関わる計画として挙げられており、コロナ禍によってさらに厳しくなった財政状況を考慮すると、今後の公共施設の在り方を考えるということ、これは財政の健全化の取組の一環としても大変重要なことであろうと思えます。

また、公共施設は学校、公民館など、市民の暮らし、地域の在り方に直結する部分も多

く、その意味においても大切な計画であると考えます。

1月26日に総務省から令和3年度中に計画の見直しを行うよう、各自治体に要請があったところであり、担当部局はこれから見直しの作業に取り組まれることと思います。

そこで、見直しの前の振り返りとしてお尋ねいたします。

計画の策定から約4年間での計画の基本方針、再編、長寿命化、効率化、これに基づいた公共施設の更新、修繕等の実績、あるいは、検討状況を教えてください。また、計画では取組課題として推進体制の構築、職員の意識改革を図る研修の実施、公会計の活用、PDCAサイクルの推進を挙げられていますが、これらの進捗状況について教えてください。

最後に総務省からの要請では、計画の見直しに当たり、策定済みの個別施設計画の内容を反映させるよう求められていますが、現時点での個別施設計画の策定状況を教えてください。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 久保議員の公共施設等総合管理計画についての御質問にお答えいたします。

自治体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目的といたしました公共施設等総合管理計画は、平成28年に策定した本市も含め、全国ほとんどの自治体で策定済みであり、また、学校や公営住宅など施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画の策定も進んでおります。

こうした中、国は個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを令和3年度中に行うよう、全国の自治体に要請したところであり、本市においても施設の具体的な状況などを踏まえ、総合管理計画の見直しを実施することとしております。

まず、総合管理計画の基本方針に基づく公共施設の更新等の実績や検討状況についてです。計画では公共施設等の再編、長寿命化、管理運営の効率化の3つを公共施設等を有効活用するための基本方針と定めております。この方針に基づきます公共施設の更新等の実績、検討状況ですが、まず再編といたしまして、中関小学校、勝間小学校の改築、向島公民館と向島消防分団器庫との複合化の実施に加え、新庁舎、文化福祉会館、小野公民館について、機能の複合化を決定いたしますとともに、牟礼公民館と消防署東出張所についても複合化の検討を進めているところでございます。

また、長寿命化として公会堂の改修、さらに管理運営の効率化として、山頭火ふるさと館への指定管理者制度の導入、スポーツセンターへのネーミングライツの導入を実施して

いるところでございます。

次に、今後の取組課題と掲げている項目の進捗についてでございます。

議員御案内のとおり、計画を円滑に進めていくため、推進体制の設置、職員の意識改革を図る研修の実施、公会計の活用、P D C Aサイクルの推進の4つを課題として現在取り組んでおります。

具体的には、まず推進体制につきましては、庁内の部次長級職員で構成いたしました防府市公共施設等マネジメント推進会議を設置し、情報の共有や施設ごとの具体的な対策の検討を行っているところでございます。

また次に、職員の意識改革を図るための研修といたしまして、係長級以上の職員を対象とした研修を実施するとともに、施設の担当者を対象とする研修会も開催しているところでございます。

また、公会計の活用につきましては、地方公会計制度に基づき整備した固定資産台帳や財務書類により、施設の将来費用の算定に向けた運営経費の把握に取り組んでおります。

さらに、P D C Aサイクルについては、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しにより、平成28年に策定した現計画についてのP D C Aが一巡するものと考えております。

最後に、現時点におきます個別施設計画の策定状況についてです。

本市では、今年度、令和2年度中に全ての公共施設等に係る個別施設計画を策定することとしております。

このうち既に策定いたしております学校施設と公営住宅については、施設数も多く今後の具体的な整備方針を定める必要がありますことから、令和3年度にその見直しとなる長寿命化計画の策定も行うこととしております。

これにより、市全体の公共施設の現状や今後の具体的な対応が明らかになりますことから、冒頭で申し上げましたとおり、これらの内容を踏まえた総合管理計画の見直しを来年度、令和3年度中に実施し、持続可能な公共サービスの提供と健全な財政運営の両立に向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

こういう声掛けがあったことによって、公共施設に対する方針が定まっておることによってスムーズに進んでいったということもあるのではないかと思いますしながらお聞きしておりました。

ちょっと今の御答弁に対して一つだけ、まず質問ですけれど、推進体制について、公共施設等マネジメント推進会議ですが、頻度はどのぐらいでやられてるんでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 御質問にお答えいたします。

個別に案件が出てきた時点で開催しております。ちなみに今年度は、直近ではこの2月に開催しております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） ありがとうございます。都度開催されるということで、しっかり取り組まれてるんじゃないかと思います。取組課題のところ、公会計の活用というところで将来費用の把握というようなことを言われたかと思います。

公会計でいう将来費用の把握ということになると減価償却費的なことになるのかなというふうに理解しておるんですけど、企業会計ですと発生主義ですから減価償却は支出を伴わない費用ということで、その分だけ資金を確保できるという、そういう意味合いがありますけれど、自治体の会計は現金主義でありますので、この場合は、だから施設の更新、統合に向けての、例えばそういった費用を把握することによっての基金の創設であったり、計画的な市債の起債とか、そういった部分に活用するのかなというふうにお聞きしております。

なかなか私も公会計が自治体会計になじむのかなということでちょっと疑問を持ってあって、執行部もひよっとしたら悩まれてるんじゃないかなと思ったりするんですけど、そういったことに活用できるんじゃないかと思いますので、今後の財政運営にしっかりと役立てるものにしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、再質問をさせていただきます。令和3年度に見直しをされるわけですが、見直しに当たって、これまでの約4年間の執行部の計画に対する評価、そして今後の方針について教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

平成28年の総合管理計画の策定以降、計画に掲げる公共施設の累計ごとの基本的な方向性に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を検討いたしますとともに、令和3年度から始まります新たな総合計画の策定に併せ、今後10年間の施設整備の方向性を決定しております。計画の趣旨に沿った対応を進めていると考えております。

今後の方針につきましては、市長から御答弁申し上げましたとおり、個別施設計画等を

反映した総合管理計画の見直しを令和3年度中に行うことといたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。冒頭でも申しましたけど、大切な計画であると思いますし、やっぱり財政運営に直結する部分もあるかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

それでは、ちょっと提案をさせていただきたいんですが、このたびの質問をするに当たって担当課のホームページを閲覧いたしました。公共施設等総合管理計画のページに行ったら、たしか昨日チェックしたら、令和3年に更新となっていた、何か更新されたのかも知れませんが、平成28年4月1日には計画を作成しましたという旨のお知らせがあるだけで、先ほど答弁でいろいろと計画に基づいて長寿命化、再編、複合化等いろいろされてるわけですけど、その計画に基づいた公共施設のそういった情報です、そういったものがなくて、ただ計画を作りましたという一文があるだけで、いささかちょっと寂しさを感じたところでございます。

自治体によっては、こういった公共施設の計画に基づいてこういうことをしましたという結果を表示するところもありますし、結果だけじゃなくて、これから行う公共施設の統廃合、再編などの検討状況あるいは進捗状況などをホームページで公開してるところもあります。

効率化をうたった計画の基本方針の3で、市民参画をうたっておられます。再編の取組方策のところでは、市民との情報共有を掲げられております。これらのことに鑑みて、公共施設の今後の在り方についての検討状況、進捗状況の公開ということを考えてみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

また、この公共施設の管理計画等に付随してでしょうか、施設カルテというのを執行部は作られておられます。公共施設ですね。大変労作といたしますか、しっかり作られていると思いますが、そのカルテを活用して、そこに検討状況、進捗状況の情報を入れていくというのをされてみてはどうかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） お答えいたします。

議員御提案のとおり、本市では、市民の皆様が利用する公共施設を中心に、施設の基本的な情報や利用状況などを取りまとめた施設カルテを市ホームページで公表しております。公共施設に関する情報提供は重要と考えておりますので、今後より分かりやすく見やすいものへと改善し、市民の皆様との情報共有を図ってまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 久保議員。

○9番（久保 潤爾君） 前向きな御答弁どうもありがとうございます。

補足しておきますけど、自治体によっては個別計画もホームページ上に公開しているというような自治体もあるということを、これはお伝えしておきます。よろしく願いいたします。

それでは、最後にまとめをさせていただきます。

冒頭でも申しましたが、公共施設というものは、市民の暮らし、地域の在り方に直結しております。直結するものの在り方を見直すということは、市民の関心もひととき高くなるのではないかと思います。そう考えますと、計画の中でも示されている市民との情報共有、市民参画は大変重要なこととなります。

先ほど提案して前向きな御答弁いただきましたが、検討状況、進捗状況などの周知をしっかりと行い、その狙い、目的、内容を理解してもらって、市民、地域の意見も踏まえながら、共に考え将来にわたって持続可能なまちを目指していただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、9番、久保議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、5番、清水議員。

〔5番 清水 力志君 登壇〕

○5番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従って質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

最初の質問、生活保護の扶養照会についてお伺いします。

コロナ禍における経済的影響がじわじわと広がっております。昨年6月議会の一般質問で、雇用問題についての質問の中で、私は、新型コロナウイルス感染拡大に関連した解雇や雇い止めは見込みも含めて、6月12日現在で2万4,660人と発表したと申し上げましたが、あれから半年以上たった現在、コロナによる解雇や雇止めは今年の1月7日現在で8万人を超えたという新聞記事を先月、私は見ました。

その後に行われました緊急事態宣言の影響や年度末である3月までを雇用期間終了としている企業も多く、今後も多くの解雇や雇止めが増え、それに伴い大量の生活困窮者が生み出されるのではないかと私も懸念をしております。

そんな中、多くの民間支援団体の方々が生活困窮者の救済に向けて大変な御尽力をされていらっしゃると思います。支援の際、困窮している方に生活保護制度の利用を勧めると生活保護だけは受けたくないと拒否される方が多いとお聞きいたします。拒否をする理由として代表的なものが扶養照会です。扶養照会とは、福祉事務所が申請者の親族に援助が可能かどうかの問い合わせを行うことです。

2021年2月8日付毎日新聞に、一般社団法人つくろい東京ファンドが、この年末年始に東京都内各地で開催された当事者への食事提供や生活相談の場で実施したアンケートの記事が掲載されておりましたので、簡単に御紹介をいたします。

回答者165人中、生活保護を利用していない人は128人、利用しない理由を尋ねると、家族に知られるのが嫌だからと回答した方が最も多い44人で全体の34.4%、制度や運用がどう変わったら利用したいかと尋ねると、親族に知られることがないならと回答した人が51人で全体の39.8%、また、現在生活保護を利用している、もしくは過去に利用していたと回答した59人中、扶養照会に抵抗があったと答えた方が32人で全体の54.2%。回答者からは扶養照会について、田舎だから親戚にも知られてしまう、今の姿を自分の娘に知られたくない、年を取った両親をびっくりさせたくないという意見が寄せられた。

厚生労働省が、生活保護の申請は国民の権利ですとホームページに掲載されていますが、このアンケートの回答から見ても、まだまだ生活保護を恥だと捉える風潮の根強さがうかがわれます。

つまり、扶養照会により生活保護を受けることが親族に知られることをためらい、支援が届かないケースがあります。また、他の自治体で実際に起こった出来事ですが、申請者がDV被害者であるにも関わらず、加害配偶者に照会が行き、住所が知られ転居を余儀なくされた方がいらっしゃいます。その逆のケースとして、虐待をしていた親が生活保護の申請をし、虐待されていた子どもに照会が行ってしまったという事例もございます。

以上のことを踏まえて質問をさせていただきます。生活保護の申請をちゅうちょする大きな要因として扶養照会がありますが、本市では、扶養照会についてどのような認識をして、どのように行っているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 5番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 清水議員の生活保護の扶養照会についての御質問にお答えいたします。

生活保護制度は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮されている方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自

立を助長する制度でございます。

議員お尋ねの扶養義務者による仕送り等の援助の可否を調査する扶養照会につきましては、国の通知等に基づき扶養の能力があると推測される直系血族や兄妹姉妹の方及び過去に申請者を扶養したことがあるなど特別な事情がある三親等内の親族等に対して行っております。

そうした中、令和3年2月26日付で、厚生労働省の事務連絡において、要保護者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養できない、照会を行わなくてもよい扶養義務者の見直しが通知されました。

具体的には、本人が当該扶養義務者に借金をしている、相続をめぐり対立している、縁が切られている、10年程度交流が途絶えているといった著しく関係が不良な場合等においては、扶養の照会する必要がなくなったところでございます。

本市では、法や国の通知等に基づいた扶養照会を行っており、今回の見直しも含めて今後も適切な生活保護業務の実施に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの御答弁にございました2月26日付の厚生労働省の通知、このことについてはまた後ほど触れさせていただきます。

では、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

ここで具体的な数字をお伺いいたします。新型コロナウイルスの感染が拡大する前と拡大して社会問題となった後の生活保護の相談件数と決定件数を比較してみたいと思います。平成31年4月から令和2年1月までと令和2年4月から令和3年1月までの生活保護の相談件数と決定件数をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

平成31年4月から令和2年1月までの生活保護の相談件数は79件で、決定件数は57件でございます。

次に、令和2年4月から令和3年1月までの生活保護の相談件数は89件で、決定件数は49件でございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 分かりました。

新型コロナウイルスが感染拡大する前と後をお聞きしましたが、相談件数については僅かに増えていると。決定件数がむしろ減っていると。これは生活保護に至るまでの補助制度、そういったものが以前に比べて充実している、特にコロナ禍の中では国や県、また、市が行っている支援策、こちらのほうが充実しているのではないかというふうに考えます。その一方で、本当に支援が必要なところに支援が行き届いているのかという、そういったところも見えるんじゃないかというふうに思われます。

では、次の質問に移ります。

厚生労働省は、昨年12月からホームページで、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに御相談くださいという呼びかけがありました。ためらわずに御相談くださいと言うのであれば、相談や申請をためらわせるようなことはやるべきではないと私は考えます。

1月28日に行われました参議院予算委員会で、生活保護法に扶養照会をしなければならぬと書いてありますかという質問に対して、厚生労働省は扶養照会は義務ではないという答弁をいたしました。そして、先ほど部長からの御答弁がありましたように、2月26日付で厚生労働省は、生活保護の扶養照会一部改正を行い、各自治体へ通知を出しております。

しかしながら、この扶養照会を明確に禁止しているわけではなく、扶養照会をしなくてもいい場合の対象も極めて限定的で、生活保護の利用をためらう大きな原因となっている問題の根本的な解決にはつながっておりません。

また、厚生労働省の2017年の調査で、扶養照会は、全国で年間約46万件、そのうち援助につながったのはわずか1.45%にとどまるという報告から、扶養照会は生活保護申請のハードルを上げるだけで、困窮者の支援を高める効果は生み出していないことが明らかとなっております。扶養照会に要した職員の時間や労力、そして費用が得られた支援に対して見合っているとは思いません。

以上のことから、扶養照会は職員を疲弊させ、保護を遅らせ、親族関係を悪化させ、さらには冒頭で御紹介いたしました事例のように申請者を危険な目に遭わせてしまう可能性があり、まさに生活保護の扶養照会は不要であると私は考えます。

そこで質問ですが、本市でも、いま一度、生活保護の扶養照会の見直しを行っていただきたい。もっと言えば扶養照会は義務ではないということから扶養照会をやめていただきたいと思いますが、それが無理な場合はせめて申請者が事前に承諾し、かつ、扶養義務の履行が期待できる場合にのみ扶養照会を行っていただきたいが、いかがでしょうか。重複した御答弁になるかと思いますが、いま一度、回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

生活保護の支給決定に関する事務は、国の法定受託事務でございます。事務の実施に当たりましては、国が定めた認定基準等に基づいて実施することとなりますが、扶養義務履行が期待できないものかどうかについて、本人からの聞き取りを含めて丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。申請者の方に配慮していただき、今後ともまた行っていただきたいというふうに要望いたします。

先ほど紹介いたしました困窮者支援団体、一般社団法人つくろい東京ファンドは、2月8日、生活保護の扶養照会運用に関する要望書と見直しを求める3万5,806人分の署名を厚生労働省に提出いたしました。また、同じ日に行われました衆議院予算委員会で菅首相は、扶養照会について、より弾力的に運用できるよう、今、厚生労働省令で検討していると答弁し、政府として見直しを改めて表明をしております。

重要なことですので繰り返し申し上げますが、生活保護の申請は国民の権利です。長らくコロナ禍の中で、これまで何とか踏ん張ってきた方が踏ん張りきれなくなり多くの方が困窮をしております。本市でも生活保護で救えるかもしれない人が相談や申請をしやすくするために、生活保護の申請は国民の権利だといった呼びかけを行っていただくよう要望いたします。

そして、生活保護を使うことで次の新たな一步を踏み出すことができる、そんな防府市であってほしいと強く願い、この質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

○議長（上田 和夫君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。5番、清水議員の2項目めの質問から再開をいたします。5番、清水議員。

○5番（清水 力志君） では次の質問、市職員の新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスが現在も全国的に猛威を振るっており、最初に全国に緊急事態宣言が出されてから、もうすぐ1年になるとしております。この間、地域、職場、学校などで、密集・密着・密閉、いわゆる3密を避けることや、検温や消毒、マスク着用など様々な感染防止策が行われております。今後は、ワクチン接種も行われますが、今後の計画や新規感染者の動向などから、まだまだ感染防止の対策は継続されると思われま

す。今回は、市役所内における市職員の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

職員が感染し消毒などで数日間の閉庁を余儀なくされた自治体も少なくありません。そうになると行政サービスが停止してしまうどころか、毎日多くの方が来庁されることにより感染が拡大してしまう危険性もあります。このことを踏まえて質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問、窓口業務や庁内での会議や施設環境など、市職員の新型コロナウイルス感染症対策はどのような取組を行っているのでしょうか。

次に2点目の質問、市職員の出張についてお伺いいたします。緊急事態宣言が発令された地域への出張が必要な場合、どのような判断をされているのでしょうか。

以上、2点御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 清水議員の市職員の新型コロナウイルス感染症対策についての2点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の窓口業務等におけます市職員の新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策では、一人ひとりがマスクの着用や身体的距離の確保、小まめな手洗いの実施などの新しい生活様式を実践していくことが何よりも重要でございます。

市役所の業務は、住民生活に直結し、その機能を継続していかなければならないことから、職員においては感染のリスクは常にあり得るとの警戒感を強く持って、公務内外における行動を徹底する必要があります。

本市におきましては、防府市新型コロナウイルス感染症対策本部でガイドライン等を示し、勤務前の体温測定と体調不良者の出勤自粛を勤務する上での基本といたし、職場の換気や消毒の徹底、来庁カウンターへのアクリル板の設置、会議室の使用人数の制限などの3密対策、感染拡大地域への出張の自粛など、様々な感染防止対策に取り組んでいるところです。新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向にあるものの、油断することなく、これらの感染防止対策を徹底してまいります。

次に、2点目の緊急事態宣言が発令された地域への出張の判断基準についてでございます。

緊急事態宣言が発令された地域への不急な出張は控えることといたしております。住民サービスや業務に重大な支障が生じるなど、やむを得ず発令地域へ出張する場合には、移動中の食事環境等を含めた万全の感染防止策を取ることは当然のこと、こうした時期に出張する必要性について十分検討した上で、所属長がその可否を判断し、所属部局長が許可いたしました場合には私に届け出ることにいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございました。この質問を始める前に人事課のほうから、新型コロナウイルス庁内感染防止策、こちらのほうを頂きました。こちらのほうもしっかり書かれていいかなというふうに思っております。また、私も所用で庁内を歩いておりますと感染防止策を徹底しているというふうに感じております。今後とも継続していただきたいと要望いたします。

2点目の質問の御回答についてですが、これもほかの自治体も不要不急の出張は控えるというような対策を取っておられますが、例えば岩手県花巻市のホームページを見ますと、緊急事態宣言の期間、対象区域への出張を禁止しますと徹底している自治体もございます。あらゆる対策を徹底して行っても感染してしまうこともあり、それもまた感染症の特徴であるとも私は考えます。

それでは、再質問をさせていただきます。

2点目の質問について、出張についてですが、緊急事態宣言が今年の1月7日に1都3県に出され、11月に11道府県に拡大されましたが、その期間その地域への出張は実際にございますでしょうか。もしあったとすれば、どこに、どの用事で出張に行かれたのか。また、本当にやむを得ない出張であったのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えをいたします。

住民サービスに大きな影響があるものとして東京都に、また、業務を遂行するに不可欠なものとして福岡県に出張をいたしております。この時期に出張に行く必要性を十分検討した上でやむを得ないものと判断し出張をいたしたものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 分かりました。ここに防府市役所職員組合が発行しております

会報誌「あさやけ」がございます。これは実は私がこの質問の通告を行った後に職員さんのほうから、実はこのようなことがあったんですと私に教えていただきました。この1月20日から22日の分と27日、28日の発行分で、今回の先ほど御答弁いただきました東京に出張に行ったことについてのいきさつが事細かく書かれております。

どのようなことが書かれてたかと言いますと、ここには県内他市でも同じような内容の出張があったが、上の判断で出張は取りやめになったと書いております。どうしても大事な用事であったことも理解できますし、今後の市民サービスにも影響を与えるということも理解できます。また、感染拡大地域に行った人が全て感染するわけではありませんし、その地域に住んでいる人が全て感染しているわけでもありません。ですが、先ほど申し上げましたように、どれだけ徹底してあらゆる対策をしても感染してしまうこともあり、それが感染症の特徴であり怖さでもあります。

私も少し調べましたけれど、東京のほうへ職員の方が出張に行かれた1月18日から20日までの3日間、東京都での新規感染者は、18日が1,217人、19日が1,253人、20日が1,286人、この時期は1月に入ってから新規感染者は軒並み1,000人を超えているということも申し上げておきます。

では、次の質問をさせていただきます。

先ほど御紹介いたしました会報誌「あさやけ」、私も拝読をさせていただきました。その中から疑問に感じたことがございましたので、この点についてお伺いいたします。

この記事によりますと、出張から帰ってきた職員に対して、帰ってきてからの勤務については当初、翌日から出勤してよいという指示でしたが、その後、1週間の在宅勤務の指示に変わったと書かれており、迷走ぶりがうかがえます。

さらに、在宅で極めて困難な環境であったため、場所を確保するよう求めましたが、結局、自力で確保したとのこと。しかも、その間の宿泊費は自費で支払ったとのこと。必ずしも隔離生活が必要とは書かれていないので公費負担ではないとのことでした。

先ほど申し上げました新型コロナウイルス庁内感染防止策を見ますと、確かに出張については数項目決められておりますが、出張から帰ってきた後の対応が特に書かれておりません。

そこで質問ですが、なぜ書かれていないのか。このように指示が変わってしまうのは指示を出した人が悪いのではなく、出張から帰ってきた後の対応が決められていないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） お答えをいたします。

出張から戻ってきた際の対応につきましては、PCR検査を受けることや、テレワークによる在宅勤務等を行うことといたしております。今後につきましても適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 分かりました。先ほど紹介いたしました会報誌「あさやけ」、ここに書かれている記事を読んで私が思ったのは、感染防止対策さえ講じていれば100%感染しないという前提で多くのことが考えられているのではないかと、多少なりとも組織としての危機管理の甘さがあるのではないかとということです。

もう一度言いますが、感染拡大地域に行った人が全て感染しているわけではありませんし、その地域に住んでいる人が全て感染しているわけではありません。ですが、どれだけ徹底してあらゆる対策をしても感染してしまうこともあり、それが感染症の特徴であり怖さでもあります。

先ほど申し上げました新型コロナウイルス庁内感染防止策、先ほど総務部長がこのように対処しているというのであれば、やはりこういった防止策も記載するべきだというふうには私は考えております。

そして、この新型コロナウイルス庁内感染防止策、これが一体何のためにあるのか、新型コロナウイルスから一体誰と誰と誰を守るためにあるのかをいま一度考えていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問、小・中学校の環境についての質問をさせていただきます。

小・中学校の環境についてと大まかにお伝えいたしました但、今回は私が過去に質問いたしました教員の1年単位の変形労働時間制についてと、少人数学級についての2点についてお伺いいたします。

まず、1点目の教員の1年単位の変形労働時間制についてお尋ねいたします。

2019年3月議会で私は、教員の働き方改革についての防府市での取組状況、そして12月議会では、教員の時間外勤務について質問をさせていただきました。その質問を通じて、教員の1年単位の変形労働時間制についてのお考えもお伺いいたしました。その取組の進捗状況や教員の働き方の実態をお聞きして、その中で私は、この教員の1年単位の変形労働時間制の導入には反対であるという意思表示もさせていただきました。

ところで、2019年12月4日に、参議院本会議で、この1年単位の変形労働時間制が導入される公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正案が可決成立となり、2021年度から公立学校でも教員の1年単位の変形労働時間制が導入

可能となりました。そして、ここ山口県でも今行われております県議会2月議会で、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改定する条例が審議されており、この条例が可決されますと山口県内の公立学校でも1年単位の変形労働時間制の導入が可能となります。

そこで質問ですが、この教員の1年単位の変形労働時間制について、本市ではどのような見解をお持ちでしょうか。導入するお考えはあるのか、今後の動きと教員に与える影響をどう考えるかお尋ねいたします。

次に2点目の質問、少人数学級についてお尋ねいたします。

少人数学級については、昨年9月議会にて質問をさせていただきました。その時、教育長からは、国の基準は小学1年生が35人、その他の学年は40人であるが、山口県では平成23年より小・中学校で35人学級を実現、小学1年生では30人学級を実現している学校もある。また、教育長からは、現在の35人学級と少人数指導については一定の理解を示されている旨の御回答をいただきました。それに対して私は、さらなる少人数学級の実現をと要望いたしました。

さて、2020年12月17日、公立学校の学級編制について、文部科学大臣は、2021年度から5年かけて現行の40人から35人に引き下げる、また、約1万4,000人の教職員定数の改善を図り、必要な法整備をするという発表をいたしました。教室不足への対応など各自治体の実情に応じて柔軟な対応ができるよう必要な措置を検討していくというふうにもしております。

そこで質問をさせていただきます。約40年ぶりとなる学級編制の標準の計画的な引下げについて今後の方針が明らかとなりましたが、このことについて本市ではどのような見解をお持ちでしょうか。いま一度御回答をお願いいたします。

以上2点よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の小・中学校の環境についての2点目の少人数学級化についてお答えさせていただきます。

私は、本市の未来を担う子どもたちの安全で良好な学習環境を整えることが何よりも大切であると考えており、第5次防府市総合計画において、ICT環境の充実や学校施設の長寿命化をはじめとする「教育のまち日本一」の学びづくりに向けた取組を掲げているところでございます。

国は、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とI

C T等の活用による新たな学びを実現するため、公立小学校の学級編制の標準数を令和7年度まで段階的に35人に引き下げることをとする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を、本年2月2日に閣議決定したところでございます。

本市では、議員御案内のとおり、山口県の方針によりまして、平成23年度から小・中学校の全ての学年において35人学級を実現しており、国の目指す一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導を可能とする体制が整っております。

本市といたしましては、国や県の方針にのっとりいち早く取り組んでおります35人学級と児童・生徒一人一台端末の環境を生かし、良好な教育環境をつくってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。残りの質問につきましては教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 私からは、清水議員の小・中学校の環境についての1点目の変形労働時間制についてお答えいたします。

令和元年12月11日に、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日から学校現場の忙しい時期に合わせて勤務時間を長く設定し、その部分を長期休業期間等において休日として確保する変形労働時間制を取ることが可能となりました。

この制度については、教育の質を下げることなく、教員の勤務実態に応じた中で、教員の仕事への意欲を上げることが期待されるため、防府市教育委員会では山口県の条例改正に合わせて制度上の環境を整えるための規則改正について準備を進めているところであります。

今後は、学校への説明を十分に行った上で、学校現場の状況や教職員の意見を聞くなど、実施の可否について慎重に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問、教員の1年単位の変形労働時間制について再質問をさせていただきます。

これまでの一般質問で、教員の業務の多さ、過労死ラインを超える残業の多さの実態を聞いてまいりました。教育長もその実態を把握されているはずです。

昨年の4月1日より施行されました文部科学省の業務量の適切な管理等に関する指針の策定では、公立学校教員の残業時間の上限について、原則月45時間、年360時間とする旨が盛り込まれております。

そこで質問ですが、現在月45時間を超えて残業をされている教員はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

時間外の在校時間が月45時間を超えている教職員はおります。令和2年度は12月末の段階で、小学校は約4割、中学校が約5割の者が当てはまります。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 分かりました。

文部科学省の教員の1年単位の変形労働時間制導入の手引きには、導入する前提条件として残業の上限時間が月42時間、年320時間とさらに厳しくなっております。

さらに、前回の一般質問で私は、この数字に表れない実態、つまり自宅で行う持ち帰り仕事や学校休校日に出勤しても業務時間記録をつけていない実態を指摘いたしました。特に持ち帰り仕事については、教育長は全てを把握しているわけではないが、管理職から聞いていると御答弁されております。

今後も教員の勤務実態を把握し、現場の声を第一に考えていただくことを要望いたします。

続いて、少人数学級について質問をさせていただきます。

学級人数編成については、国の基準より山口県、ひいては防府市のほうが一歩先に進んでいたということになります。今回、国の基準がやっと追いついたという形になりますが、だからといって横並びでいるわけにはいきません。この新型コロナウイルス感染が問題になる以前にも、毎年インフルエンザで学級閉鎖が相次いでおりましたが、様々な感染症に対する恒久的な対策として密集、密着を避けるためにも1学級35人とどまらず30人、そして20人とする必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

防府市といたしましては、国が40年ぶりにようやく少人数学級化に向けて動いたこと

については非常に大きなことであると受け止めております。

先ほど市長答弁にもありましたように、山口県では既に小・中学校の全ての学年において35人学級を実現しておりますことから、防府市といたしましては、今後も児童・生徒がより豊かな学校生活を送ることができるよう、35人学級で良好な教育環境をつくってまいります。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（上田 和夫君） 清水議員。

○5番（清水 力志君） 分かりました。

今回40年ぶりに実施された少人数学級の動きは、広範な世論の動きと成果であります。そして、小学校35人学級で終わりではなく、対象を中学校や高校まで広げ、早急に30人学級、そして20人学級を求める声が高まっております。今後も少人数学級に向けて、また、少人数指導に向けての取組を継続して行っていただくことを要望いたします。

そして、文部科学省の1年単位の変形労働時間制の導入の手引きには、本制度は、これを単に導入すること自体が、日々の教師の業務や勤務時間を短縮するものではありません。しかしながら、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教員のリフレッシュの時間等を確保し、ひいては児童・生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教員の魅力向上に資することにより、意欲と能力ある人材が教師を目指すことにつながることを期待されまると書かれております。

この制度は、つまり日々の教師の業務や勤務時間を短縮するものではない。しかしながら、現在の教員の実態は多くの業務に追われ、長時間勤務の状況にあります。本当の教員の魅力向上のためには、勤務時間を短縮するものではない変形労働時間制の導入ではなく、クラスを少人数にして児童・生徒が効果的な教育を受ける環境の整備と、そして、また次の機会に質問をさせていただきますが、それに見合う教職員数を増やすことであるということをお願いしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 以上で、5番、清水議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 和夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後1時28分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月9日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 梅 本 洋 平

防府市議会議員 河 村 孝